

ダイオキシン類 簡易測定法導入へ 環境省



環境省は、ダイオキシン類の簡易測定技術導入のため、生物検定法や低分解能ガスクロマトグラフ質量分析計などを中央環境審議会に諮問しました。これを受けて中環審は、技術認定や精度管理のあり方のほか、制度的な位置付けなどを議論し、年内にも答申を出す予定です。環境省ではこの答申を持って、ダイオキシン類対策特別措置法の施行令や施行規則を改正し、来年度にも導入したい考えです。

生物検定法については、以下の点について検討するよう提案されました。

- ・技術分類の設定
- ・個別技術の認定
- ・分析機関の信頼性の確保のあり方

その他、測定機関の認定など特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) との関係性や、海外からの申請の取り扱いなどの検討を求めています。

環境省では、小型廃棄物焼却施設などで発生する排ガス、ばいじん、燃え殻などを念頭に導入を考えています。

今後、測定結果の取り扱い、基準値の設定など制度的な位置付けなども検討する予定です。

資料:2004年7月7日付 環境新聞

環境技術箇所 坂田 旭子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

